

議案第 34 号

四万十町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正する条例

四万十町在宅介護手当支給に関する条例（平成18年四万十町条例第69号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「月額 1 万円」を「月額 2 万円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。